

人事院会議議事録

会議日

令和6年9月26日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (公平審査局)
練合局長、高尾審議官、村山首席審理官、
酒井首席審理官、蜂谷係員、吉田審理官

議題

- 1-1 不利益処分審査請求事案に関する判定
令和5年第15号事案
原処分：分限免職処分
- 1-2 給与審査申立事案に関する決定
令和5年第25号事案
申立内容：月の途中での庁舎移転により通勤手当の支給を必要とする事実が新たに発生し、その翌月から通勤手当が支給されたが、庁舎移転の日の分から通勤手当を支給すること

議事の概要

- 議題1-1「令和5年第15号事案」について、担当局から、本件処分は、関係規定に則って行われたことが確認できることとあり、請求者の主張に照らしても、本件処分が違法又は不当であるとは認められないことから、原処分を承認することが適当であるとの説明があった。
同事案については、原処分を承認すると、三人事官一致で議決された。
- 議題1-2「令和5年第25号事案」について、担当局から、月の途中で庁舎移転があった場合に新たに支給を始める通勤手当について、その翌月から支給を開始したことは、法令に従ったものであり、不当な点は見当たらないため、申立てを棄却することが適当であると説明があった。
同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。
なお、川本総裁及び伊藤人事官から、「本来、通勤手当は、その支給を必要とする事実が新たに発生した日の分から支給するのが自然であり望ましい。今後、

システム開発など支給事務負担の軽減に必要な対応を含めて制度担当において検討を進めてもらいたい」との意見があった。